

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 2
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～11 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（<u>登記事項証明書</u>等）を提出するものとする。</p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（<u>登記簿抄本</u>等）を提出するものとする。</p> <p>(3)～(7)（略）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの3（略）</p> <p>e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d)（略）</p> <p>(e) <u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>(f)・(g)（略）</p> <p>eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項 次の(a)から(i)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(e)（略）</p> <p>(f) <u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>(g)～(i)（略）</p> <p>eの3～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの3（略）</p> <p>e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d)（略）</p> <p>(e) <u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>(f)・(g)（略）</p> <p>eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項 次の(a)から(i)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(e)（略）</p> <p>(f) <u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>(g)～(i)（略）</p> <p>eの3～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>